

事 務 連 絡  
令 和 2 年 5 月 1 8 日

関東ブロック発注者協議会会員 各位

関東ブロック発注者協議会会長  
関東地方整備局長 石原 康弘

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における  
工事及び業務の対応について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月14日に緊急事態宣言が一部の地域において解除されました。

緊急事態宣言が解除された地域は、令和2年5月14日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、国土交通省直轄の工事及び業務について、別添のとおり事務連絡が発出されましたので、貴職におかれましては、当該取り組みについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴分科会会員に対しても、その内容の周知をお願い致します。

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）

技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）